

○財務省告示第三百十九号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第一項の規定に基づき、指定保税地域として次の場所を指定し、平成二十九年十二月一日から適用する。

平成二十九年十一月三十日

財務大臣 麻生 太郎

京浜港中央防波堤外側地区指定保税地域

一 土地

東京都江東区青海三丁目地先にある中央防波堤外側ふ頭（Y1）の北緯三五度三五分二三秒東経一三九度四七分五四秒の地点（Y1護岸南端）をA地点として、同地点から岸に直角に北西方向へ三三三・一四七メートル延長点をB地点とし、B点から内角六九度三五分一九秒北東方向に五〇・三六四メートルの点をC地点とし、C点から内角一三四度五六分二三秒東方向に三・七四五メートルの点をD地点とし、D点から内角二二五度四分四五秒北東方向に一六・六九七メートルの点をE地点とし、E点から内角二二五度五分三四秒北北東方向に三・七三四メートルの点をF地点とし、F点から内角一三四度五三分一七秒北東方向に三二五・九四九メートルの点をG地点とし、G点から内角九〇度三六分二秒南東方向に六三・六四三メートルの点をH地点とし、H点から内角二六九度二三分五八秒東方向に二・一六七メートルの点をI地点とし、I点から内角

一六二度二四分四一秒東北東方向に四〇・〇三九メートルの点をJ地点とし、J点から内角一五四度〇分〇秒東方向に一・六〇二メートルの点をK地点とし、K点から内角一五四度〇分〇秒南東方向に一〇七・五一四メートルの点をL地点とし、これらA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、Lの十二地点を順に結ぶ直線及びL地点とA地点を結ぶ直線で囲まれた、東京都江東区青海三丁目地先のうち九九、〇一一・一四平方メートルの土地

## 二 建設物

(一)	名 称	中央防波堤外側ふ頭桟橋（Y1）
(二)	構 造	鋼管杭・PC桁床板式
	面 積	一一、五〇〇・〇〇平方メートル
	名 称	中央防波堤外側ふ頭桟橋（Y2）
	所 在 地	東京都江東区青海三丁目地先
(三)	構 造	ジャケット式
	面 積	二〇、〇〇〇・〇〇平方メートル
	名 称	中央防波堤外側ふ頭（Y1）メンテナンスショット
	所 在 地	東京都江東区青海三丁目地先

面構  
積造  
四二四・九〇 鉄骨造三階建  
平方米メートル